

府子本第722号  
平成30年7月6日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

西川 隆久  
（公印省略）

平成30年度税制改正に係る子ども・子育て支援新制度における税制上の取扱いについて（通知）

平成30年度税制改正により、下記のとおり税制上の措置が講じられ、関係法令が改正されました（別添参照）。その内容及び税制上の取扱いに関する留意点は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分ご了知の上、関係部局や管内の市町村、事業者等へ周知し、その運用に遺漏のないようご配慮いただけますようお願いいたします。なお、こうした取扱いについては、財務省とも協議済みである旨申し添えます。

## 記

### 1 企業主導型保育事業に対する税制上の措置（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

#### （1）所得税及び法人税関係

所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第13条の3及び第47条の規定により、青色申告書を提出する個人又は法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育事業の助成金の交付を受けて事業所内保育施設の新設又は増設をするとともに、幼児遊戯用構築物等（※）の取得又は製作若しくは建設をする場合において、当該新設又は増設に係る事業所内保育施設を構成する建物及びその附属設備並びに当該幼児遊戯用構築物等（以下「企業主導型保育施設用資産」という。）を新たに保育事業の用に供したときは、

- ・ 個人にあつては、その保育事業の用に供した日（以下「供用日」という。）以後3年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該企業主導型保育施設用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、供用日以後3年以内でその用に供している期間（企業主導型保育事業の運営費助成金の交付を受ける期間に限る。以下「対象期間」という。）に限り、所得税法（昭和40年法律第33号）第49条第1項の規定にかかわらず、当該企業主導型保育施設用資産について同項の規定により計算した償却費の額で当該対象期間に係るものの100分の112（建物及びその附属設備並びに構築物については、100

分の 115) に相当する金額以下の金額で、当該個人が必要経費として計算した金額とする

- ・ 法人にあっては、供用日以後 3 年以内の日を含む各事業年度の当該企業主導型保育施設用資産の償却限度額は、対象期間に限り、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 31 条第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず、当該企業主導型保育施設用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該普通償却限度額の 100 分の 12（建物及びその附属設備並びに構築物については、100 分の 15）に相当する金額をいう。）との合計額とすることされたこと。

※幼児遊戯用構築物等は、事業所内保育施設における保育事業の用に供する以下の減価償却資産とする。

- ① 滑り台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用の構築物で、幼児に使用させるためのもの
- ② 器具及び備品のうち、遊戯具、家具及び防犯設備（事業所内保育施設を利用する乳幼児が犯罪により被害を受けることを防止し、その安全を確保するために設置される器具及び備品をいう。）

## 2 税務部局等との連携について

上記の税制上の措置が講じられる企業主導型保育事業について、地方団体の福祉部局においては、当該措置が適切に講じられるよう、事業を実施する施設を確認・把握した際の情報を共有するなど、当該地方団体の税務部局等と連携を図ること。

(添付資料)

別添：租税特別措置法令（法律、政令、省令）（抄）

<問い合わせ先>

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付  
03-6257-1465（直通）